

法務省民商第530号  
平成20年2月12日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

租税特別措置法第84条の5(電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除)の規定の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて(通知)

所得税法等の一部を改正する法律(平成19年法律第6号)が平成20年1月1日から施行され、同法により新設された租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第84条の5の規定も同日から施行されたところですが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

#### 記

##### 1 設立の登記の範囲について

法第84条の5第2号が適用される登記は、登録免許税法別表第1の24(一)イから八まで、ホ、ト及びリ、同25(一)イ並びに同26(一)に掲げる設立の登記である。

##### 2 申請書情報への根拠条文の記載について

申請書情報に登録免許税額の特例控除に係る根拠条文の記載がない場合であっても、補正させることを要しない。

なお、この場合においては、登記官は、申請書情報の内容を表示した書面(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第104条)の適宜の箇所に根拠条文を記載の上、これを保存するものとする。

##### 3 登録免許税の還付について

1の登記の申請に際し、申請人が法第84条の5に定める控除すべき額を控除しないで計算した額を登録免許税として納付した場合には、その控除すべき額について、当該者からの還付請求に応じることとする。